

## 浜松市立図書館資料収集要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「浜松市立図書館条例」(昭和49年浜松市条例第39号)第3条に定める事業を行うため、浜松市立図書館(以下「図書館」という。)における資料の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 市民の教養、調査研究及びレクリエーション等に資するため、「図書館法」(昭和25年法律第118号)の理念に基づくとともに、「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会昭和54年改訂)の精神を尊重し、次に掲げる事項のとおり公平な資料の収集を図る。

- (1) 市民の共有財産として市民全体で共同利用することを前提とし、広く市民の生涯学習を支援するために役立つ資料を収集する。
  - (2) 市民全体のための公立図書館として、あらゆる思想、信条及び宗教等に対して中立かつ公平な立場に立って資料を収集する。
  - (3) 市民各層の要求、地域の特性及び社会的動向に十分配慮し、特定の分野や水準に偏ることなく、各分野の基礎的なものから専門性の高いものまで幅広く収集する。
- 2 個人、組織、団体からの干渉によって資料収集の方針を変更したり、自己規制をしたりしない。
- 3 収集した資料がどのような思想や主張をもっているとしても、それを図書館及び図書館職員が支持することを意味するものではない。
- 4 資料の収集は、別に定める「浜松市立図書館資料収集に関わる基準」(以下「収集基準」という。)に従って行い、収集についての総括的な責任は中央図書館長が負う。

### (資料収集の分担)

第3条 図書館は、より幅広い資料を効率的に収集するため、その施設の規模、地域性及びそれぞれの図書館の役割と機能に応じて収集を分担し、市立図書館全体での体系的、網羅的な資料の充実を図る。

- 2 中央図書館は、全館の中央館としての役割を担い、その他の図書館(以下「地域図書館」という。)が収集する資料のほか、より専門的な資料や浜松市全域についての資料等、地域図書館のサービスを補完する資料の収集に努める。
- 3 城北図書館及び天竜図書館は、中央図書館に準じて周辺の地域図書館のサービスを補完する資料の収集に努める。
- 4 地域図書館は、地域住民の身近な図書館として、一般的な資料のほか、その地域に密接な関わりを持つ資料の収集に努める。また、簡易な調査研究に役立つ基礎的な参考図書も収集する。

### (収集資料の種類と収集方針)

第4条 収集する資料の種類と収集方針は、次のとおりとする。

(1) 一般書

ア 図書資料のうち、以下(2)～(11)号の資料を除く日本語資料全般を一般書とする。

イ 図書館の蔵書構成の中核として、市民の生涯学習及び課題解決の支援に役立つ資料を各分野にわたり基礎的なものから専門性の高いものまで幅広く収集する。

(2) 児童書

ア 乳幼児から中学生くらいまでの年代を主な利用対象としている図書、絵本、紙芝居を児童書とする。

イ 乳幼児や児童、生徒が読書に親しむとともに読書習慣の形成に役立つ資料、豊かなことばと想像力を育て、知識を広げることができる資料を幅広く収集する。

(3) 青少年図書

ア 概ね中学生から成人に達するまでの年代を主な利用対象としている図書資料を青少年図書とする。

イ 青少年の成長を助け、豊かな心の育成に役立つ資料、その年代にとって特に関わりが深い分野の新鮮な情報を扱った資料を収集する。

(4) 大活字図書

一般向け、児童向け等の内容に関わらず、主に視力の弱い人のために通常よりも大きな活字で印刷された図書資料を大活字図書とし、積極的に収集する。

(5) 参考図書

市民の調査研究のため、常に図書館に備えておく基本的な辞典、事典、年鑑、目録、書誌、地図等の資料を参考図書とし、各分野にわたり幅広く収集する。

(6) 郷土資料（地方行政資料・特殊コレクション等を含む）

ア 浜松市及び浜松市と特に関係の深い周辺地域に関する資料全般を郷土資料とする。

イ 浜松市に関する資料は、郷土の歴史、地誌、文化等の記録を保存するためにも可能な限り網羅的に収集する。浜松市が作成及び発行する行政資料も収集する。

ウ 静岡県や近隣市町村に関する資料は、基本的資料、歴史的資料及び浜松市に特に関係ある資料を中心に収集する。

エ 各図書館が合併前から収集しているそれぞれの地域に関連した特色あるコレクションは継続して収集する。

(7) 外国語図書

ア 日本語以外の言語で書かれている図書資料全般を外国語図書とする。

イ 市民の語学学習や在住外国籍市民のための多文化サービスの一貫として、利用の多い言語のものを中心に各分野の資料を収集する。

(8) 読書会用文庫

読書会活動を支援するために読書会専用提供資料を読書会用文庫とし、読書会の要望を考慮して収集する。

(9) 逐次刊行物（新聞・雑誌）

ア 新聞・雑誌の逐次刊行物は、新鮮な情報を提供すると共に、情報を蓄積して有効に活用できるようにするため、長期的かつ継続的に収集する。

イ 新聞は、基本的な情報を提供するための主要全国紙と地元地方紙を中心に、必要に応じて児童及び青少年向けのものや専門紙、外国語の新聞を収集する。

ウ 雑誌は、幅広く情報を提供するため、児童及び青少年向けのものも含めた各分野における基本的な雑誌を中心に、必要に応じて専門誌や外国語の雑誌を収集する。

(10) 視聴覚資料（AV資料）

ア CD・DVD等の媒体による音声・映像資料をAV資料とし、原則として著作権法上図書館での個人貸出が可能な資料を収集する。

イ AV資料は、長期的な資料保存や汎用的な利用に不向きな面があるため、図書資料以上に慎重に検討し、図書資料による提供が困難で芸術性及び記録性が高い音楽・映像作品等、市民の生涯学習及び課題解決を支援するために特に有用と思われる資料を収集する。また、郷土・行政関係のAV資料も必要に応じて収集する。

(11) 障害者用資料（点字図書・録音図書等）

通常の資料形態のままでは利用が困難な障害者のために、点字図書・録音図書等、そのハンディキャップに応じた資料を収集する。

(12) その他

前11号までに含まれない資料についても必要に応じて収集する。

（寄贈資料の収集）

第5条 資料の収集は購入を原則とするが、寄贈の申し出があったときは、この要綱及び別に定める収集基準並びに「浜松市立図書館寄贈資料の受領に関する取扱要綱」に基づき、所蔵の有無と利用状況を考慮して受け入れを行う。

2 寄贈資料については、原則としてその扱いを市長に一任することを条件に受領し、受領後の取り扱いは各図書館が行う。

（蔵書についての提案への対応）

第6条 利用者から蔵書についての提案を受けた場合は、提案された内容と現在の蔵書構成を確認し、この要綱及び別に定める収集基準に反しない範囲に於いて、今後の資料収集の参考とする。

（資料の除籍・更新）

第7条 常に新しく適切な資料構成を維持し、充実させるため、別に定める「浜松市立図書館資料除籍基準」に基づいて資料の除籍を行う。

2 除籍対象となった資料が基本的な資料又は利用度の高い資料であった場合は、同一若しくはより新しい同類の資料を収集し、補完する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、中央図書館長

が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月3日から施行する。